

○瀬戸市基本構想条例

平成26年9月30日

条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、本市の長期的な方針となる基本的な構想(以下「基本構想」という。)の位置付け、構成その他必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な市政の運営を図ることを目的とする。

(位置付け及び構成)

第2条 市長は、市政における最上位の方針として、基本構想を策定する。

2 基本構想は、将来像及び施策の大綱で構成する。

(基本構想審議会)

第3条 市長の諮問に応じ、基本構想について調査及び審議するため、瀬戸市基本構想審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

3 審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第5条 市長は、基本構想を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(基本構想との整合)

第6条 市長は、個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更しようとするときは、基本構想との整合を図らなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(瀬戸市総合計画審議会条例の廃止)

- 2 瀬戸市総合計画審議会条例(昭和41年瀬戸市条例第3号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に策定されている基本構想は、この条例の規定に基づき策定されたものとみなす。